

静岡県公立大学法人寄附委員会の設置等に関する細則

平成 29 年 8 月 31 日 細則第 59 号
改正 平成 30 年 4 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 静岡県公立大学法人寄附金等取扱規程（以下「規程」という。）第 9 条の規定に基づき、規程第 2 条第 1 項に定める寄附金のうち第 2 項に定める奨学寄附金を除くもの（以下「一般寄附金」という。）の適切な使用及び管理等について審議することを目的として、本法人に静岡県公立大学法人寄附委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に定める事項について審議する。

- (1) 一般寄附金の募集及び受入れに関する事項
- (2) 一般寄附金を財源とする事業の計画に関する事項
- (3) 一般寄附金を納入した個人又は団体に対する顕彰に関する事項
- (4) その他一般寄附金に関する重要事項

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学生部長
 - (4) 短期大学部学生部長
 - (5) 事務局長
 - (6) 短期大学部事務部長
- 2 委員会に委員長を置き、前項第 1 号に定める者をもって充てる。
 - 3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
 - 4 委員長は、会務を総理する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代理する。
 - 6 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
 - 7 委員長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第 4 条 委員会は、委員会における事前の審議を行うため、部会を設けることができる。

2 部会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 経営戦略部長
- (2) 総務部長
- (3) 教育研究推進部長
- (4) 学生部副部長
- (5) 施設室長
- (6) 広報・企画室長
- (7) 地域・産学連携推進室長
- (8) 学生室長
- (9) 短期大学部学生室長

(10) その他部会長が必要と認めた者

3 部会長は、前項第2号に定める者をもって充てる。

(委員長の専決)

第5条 委員長は、第2条各号に掲げる事項について特に緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、専決することができる。

2 委員長は、前項の専決をしたときは、速やかに委員会に報告するものとする。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、事務局教育研究推進部広報・企画室において処理する。

(委任)

第7条 この細則に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この細則は、平成29年8月31日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。